

業務委託および指定管理者制度において「スライド制度」を導入します

千葉市では、近年の労務費や物価（以下、「労務費等」という）の急激な上昇を踏まえ、複数年にわたる業務委託および指定管理者制度において、履行期間中における労務費等の変動に応じて契約金額や指定管理料を変更できる「スライド制度」を導入しますので、お知らせします。

1 スライド制度とは

履行期間中に労務費等が変動し、その変動額が一定以上となった場合に、未履行分の契約金額および指定管理料を労務費等の変動に応じて変更するものです。

2 導入開始時期

令和8年1月以降に入札公告等を行う業務から適用します。

※業務委託は令和8年度から履行期間が開始となるものから、指定管理者制度は令和8年度に選定するものから適用します。

3 対象業務

（1）業務委託

複数年にわたる業務委託契約で、履行の途中で残業務量を確認できるもの

（2）指定管理者制度

すべての指定管理施設における自主事業を除く管理業務

※独立採算制である施設は対象外

4 スライド額の算出方法

履行開始から12カ月経過後に、労務費等の変動を反映した金額を算定し、変動前の金額と請求者負担分（変動前金額等、基準とする額の1%）を差し引いた金額がスライド額となります。

※算出方法のほか、業務委託の制度詳細については市ホームページをご参照ください。

【URL】<https://www.city.chiba.jp/zaiseikyoku/shisan/keiyaku/itakuslide.html>

なお、指定管理者制度の制度詳細については、令和8年3月頃に市ホームページへ掲載予定です。



問い合わせ先

【指定管理者制度に関すること】

総務局情報経営部業務改革推進課 電話245-5030

【業務委託に関すること】

財政局資産経営部契約課 電話245-5087